

# 津市消防職員教養規程

平成18年1月1日消防本部訓第7号

改正 平成22年3月31日消防本部訓第20号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 学校教養（第8条－第14条）
- 第3章 本部教養（第15条－第18条）
- 第4章 所属教養（第19条－第26条）
- 第5章 委託教養（第27条－第29条）
- 第6章 その他（第30条－第32条）
- 附則

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、津市消防職員（以下「職員」という。）の教養に関し必要な事項を定めるものとする。

（教養の目的）

第2条 教養は、職員がその任務を遂行するために必要な知識、技能等の向上を図り、もって職務の適正かつ能率的な執行を期することを目的とする。

（教養の分類）

第3条 教養を分けて、学校教養、本部教養、所属教養及び委託教養とする。

2 学校教養とは、消防学校又は消防大学校に派遣して行う教育訓練をいう。

3 本部教養とは、消防本部において行う教育訓練をいう。

4 所属教養とは、各所属において行う教育訓練をいう。

5 委託教養とは、消防学校及び消防大学校以外の機関に委託して行う教育訓練をいう。

（教養の責任者）

第4条 消防総務課長は、教養の総括責任者として、前条に定める教養を効率的に実施するため、教養に関する計画を定めるものとする。

2 消防本部の課長、室長又は担当副参事（以下「課長等」という。）は、本

部教養の責任者として所掌事務の範囲内において本部教養を推進するとともに、所属教養を積極的に援助するものとする。

- 3 課長等及び消防署長（以下「所属長」という。）は、所属教養の責任者として所属の実態に即した所属教養を実施するとともに、積極的に所属職員の教育訓練を推進するものとする。

（職員の自己啓発）

第5条 職員は、その職務を遂行するために、絶えず自己研さんと修養に努めなければならない。

- 2 職員は、教養の責任者が行う教育訓練に、積極的に参加しなければならない。

（教育情報）

第6条 消防総務課長は、教育の効果的推進を図るため、必要に応じて教育情報を各所属に提供するものとする。

- 2 所属長は、教育訓練施設、教材、教育技法等教養の改善及び向上に資すると思われる情報を教育情報通知書（第1号様式）により、随時消防総務課長に提供するものとする。

（教養会議）

第7条 消防総務課長は、教養の効果的な推進を図るため必要のあるときは、教育訓練に関する会議を開催するものとする。

## 第2章 学校教養

（呼称）

第8条 学校教養を受ける職員を学校研修生と称する。

（学校研修生の指名）

第9条 学校研修生は、次に掲げる条件を満たす者のうちから、選考により指名する。ただし、第12条の規定による初任科教育は除くものとする。

- (1) 身体強健で勉学に専念できる者
- (2) 学校教養修了後、引き続き勤務することができる者

（学校研修生の責務）

第10条 学校研修生は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 学校研修生は、派遣された意義を十分に理解し、誠実に勉学、研究等に努めなければならない。
- (2) 学校研修生は、消防学校又は消防大学校の規律に従わなければならない。
- (3) 学校研修生は、修得した知識及び技術を職務に反映させなければならない。

い。

(学校教養の中止)

第11条 消防長は、学校研修生が、疾病、怠慢、不品行その他学校教養を継続させることが適当でないとき、学校教養を中止させることができる。

(初任科教育)

第12条 新たに採用した消防吏員は、消防学校の初任科教育の課程に入校させるものとする。

(初任科教育の特例)

第13条 消防長は、初任科教育の対象となる消防吏員が採用前に初任科教育に相当する教養を受けた者であると認めるときは、初任科教育の対象から除外することができる。

(初任科教育の特別措置)

第14条 消防長は、採用時期等により、初任科教育の課程に直ちに入学させることが困難な場合は、当面の措置として、消防実務を主体とした教養及び消防の基本的な教育訓練を実施させなければならない。

### 第3章 本部教養

(本部教養)

第15条 本部教養は、職員を消防行政の進展に適応させるために行う教育訓練とする。

(本部教養の種別)

第16条 本部教養を分けて、訓育、新任教養、幹部教養、専科教養及びその他の教養とする。

2 訓育とは、職員に対し、社会環境の変化に適応する幅広い人格及び実行力を備えた消防人の育成を図るために行う教養をいう。

3 新任教養とは、新規採用職員に対し、公務員の在り方、消防業務及び組織等を理解させるために行う教育訓練をいう。

4 幹部教養とは、幹部職員に対し、各階層に応じた必要な知識、技能及び管理監督能力の向上を図るために行う教育訓練をいう。

5 専科教養とは、各部門の担当職員別に、職務の遂行に必要な専門的な知識・技能を修得させるために行う教育訓練をいう。

6 その他の教養とは、前各項以外の教育訓練をいう。

(教養責任者の責務)

第17条 課長等は、常に適切かつ効果的な教養の実施に努めなければならない。

(本部教養の実施方法)

第18条 本部教養は、対象職員を特定の場所に集合させ、又は教養実施者が所属を巡回して行うものとする。

2 前項の教養は、講演、講義、討議、事例研究、実習（実技）、訓練、視聴覚、実地踏査及び発表（意見、体験、研究事例等）等の方法により行うものとする。

#### 第4章 所属教養

(所属教養)

第19条 所属教養は、職務能力及び職員としての資質の向上を図るため、職務に係る知識及び技術について各所属職員に対して行う教育訓練をいう。

(教養実施の責任)

第20条 所属長は、常に所属の職員に対し適切かつ効果的な教育訓練を行わなければならない。

(教養担当責任者)

第21条 各所属に、教養担当責任者を置く。

2 教養担当責任者は、消防本部の各課においては担当主幹、各署においては副署長をもって充てる。

3 教養担当責任者は、所属長の命を受け、所属教養の推進を図るものとする。

(教養担当者)

第22条 各所属に教養担当者を置く。

2 教養担当者は、教養事務を担当する担当副主幹、副主幹又は主査をもって充てる。

3 教養担当者は、教育担当責任者を補佐するとともに、教養事務の適正な処理に努めなければならない。

(教養担当責任者の責務)

第23条 教養担当責任者は、所属教養を円滑に推進するため、次に掲げる事務を行わなければならない。

- (1) 教養計画に基づく教養の実施
- (2) 内部講師の育成
- (3) 教養実施者の選考及び連絡調整
- (4) 教材、教養資料の収集及び作成

- (5) 所属に応じた研修内容の把握
- (6) 消防総務課との連絡調整
- (7) その他教養に関すること。

2 教養担当責任者、教養担当者及び幹部職員は、日常業務を通じ、所属職員に必要な所属教養を実施しなければならない。

(教養の時期)

第24条 所属長は、次に掲げる場合に教養を実施しなければならない。

- (1) 新規採用職員が配属されたとき。
- (2) 職務内容や執務要領が変更されたとき。
- (3) 法令、条例、規則、規程等が制定され、又は改正されたとき。
- (4) 新しい機械器具等が配置されたとき。
- (5) 特別な訓練、行事等を行うとき。
- (6) その他所属長が必要と認めるとき。

(所属教養の実施方法)

第25条 所属教養の実施方法については、第18条の規定を準用する。

(消防本部の特例)

第26条 消防本部の所属長は、第19条から前条までの各規定のうち、その所属における職務遂行上必要なものを選定して教養を実施するものとする。

#### 第5章 委託教養

(委託教養)

第27条 委託教養は、消防業務に必要な専門的知識及び技能を消防学校及び消防大学校以外の機関に委託して修得させるものとする。

(呼称)

第28条 委託教養を受ける職員を、委託研修生と称する。

(委託研修生の指名等)

第29条 委託研修生の指名、責務及び教養の中止については、第9条から第11条までの規定を準用する。

#### 第6章 その他

(講師)

第30条 教養の責任者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者又は職員を講師とすることができる。

(効果測定)

第31条 消防長及び所属長は、必要があると認めるときは、教養効果の測定

を行うことができる。

(委任)

第32条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日消防本部訓第20号)

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）消防総務課長

（所属長名） ㊟

教育情報通知書

件名	
概要	
資料等	提供・貸出・その他（ ）
その他	